20		特定化学物質障害予防規則第11条第１項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21		特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する１，３―ブタジエン等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	①設備又は装置の種類、②作業の概要
22		特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23		特定化学物質障害予防規則第38条の19に規定する１，３―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②業務の概要
24		電離放射線障害防止規則第15条第１項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の５第２項に規定する表示付認証機器又は同条第３項に規定する表示付特定認証機器を除く。）	①種類、②用途、③性能
25		事務所衛生基準規則第５条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26		粉じん障害防止規則別表第２第６号及び第８号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27		粉じん障害防止規則第４条又は第27条第１項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(2)特定機械等	ボイラー	ア　設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第44条第１項第１号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付）